

- イ 教科学習にあたっては、個別指導及び集団指導での視覚教材の活用や一人一台のタブレット端末等のICT機器を活用した指導及び情報提供により、視覚的に分かりやすい導入や展開を工夫し、生徒の学習の意欲を高める。
- ウ 日常生活の指導の時間にドリル学習（国語・数学などを中心に）を設定し、学習の習慣・態度を養い、基礎・基本の学習の定着を図る。
- エ 教員によるブックトークを実施し、様々な本を紹介することで、生徒に読書への関心や意欲を育てる。
- オ 家庭での自主的・継続的な学習習慣づくりを目指す。そのために、学校と家庭が連携・協力して家庭学習習慣の確立を図る。
- カ 一人通学ができる生徒は、部活動に参加し、心身の健康の増進と体力の向上を促進する。
- キ 生徒の個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を活用して、保護者や関係機関との連携を図り、支援会議を開くなどして共通理解を深める。
- ク 自分の将来について夢や希望をもち、自己を見つめる力を養うために、職場見学や施設見学、他校種見学会を通して学ぶこと、働くことの意味を理解できるようにする。
- ケ 自立活動の時間は、学年やクラスごとで取り組み、学級担任を中心にチームティーチング形態をとる。また、全体指導計画・個別指導計画に基づいて担任間との連携を図りながら指導する。
- コ 絵本の読み聞かせなどの読書活動に参加し、お話や本の楽しさを味わえるようにする。

(2) その他の配慮事項

- ア 希望者を対象に夏季休業中に学習室開放の時間を設定し、学力の定着と進んで計画的に学習する意欲と態度を養う。
- イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）に基づき、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う。
- ウ ICT機器を効果的に活用するとともに、インターネット等を利用する際の情報モラルを身に付けさせる。
- エ 学校運営連絡協議会で提示された提言や評価内容を学校全体で受け止め、教育目標を達成するための資料とし、次年度の教育課程の改善に生かしていく。
- オ 聴覚障害のある生徒やその保護者に対して通級による指導希望者を受け入れ、教育相談を行うなど、教員の専門性や施設・設備を活かした地域における特別支援教育センター校としての役割を果たすよう努める。
- カ 教育活動全般にあたり、小学部・高等部との学部間連携を密にし、よりよい教育効果を上げる。
- キ 外部講師を招聘する研修会及び外部機関の研修会に参加し、聴覚障害教育の専門性や教科等の専門性の向上に努める。
- ク 学習指導要領のねらいを実現するため、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する創意ある授業について、学年を越えて参観し、研究協議を深めることによって、教員の授業力向上を図り、もって生徒の学力向上を図る。
- ケ 年間指導計画、個別指導計画を保護者に配布にし、共通理解を図りながら指導を進めていく。
- コ 開かれた学校づくりを踏まえ、学校公開を実施し、地域における聴覚障害教育の理解と啓発に努める。
- サ 葛飾祭を通じて、保護者や地域の方々に学校の取組を広め、「東京都教育の日」の趣旨を反映する。
- シ 地域におけるセンター的機能を十分に果たせるように地域の学校等との連携を図る。
- ス 副籍制度については、「副籍ガイドブック」に基づき、保護者の意向を尊重し、各区の教育委員会や地域指定校と十分な連携をとりながら、その充実に努める。
- セ 生徒の人権意識を高めるために、「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施する。いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実に努める。
- ソ 不登校・長期欠席等の児童については、保護者との連携を通して、児童の実態を把握し、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」等を活用しながら、関係機関等と連携して指導を行う。
- タ 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行うとともに、アニメ『めぐみ』等を活用した指導を行う。
- チ 生徒一人一人の心の状態を適切に把握し、緊急度に応じた迅速かつきめ細かな対応策を講じることにより、自殺や事故を未然に防ぐとともに、明るく前向きに生きるよう支援する。また、「SOSの出し方」について指導し、援助希求行動がとれるようにする。
- ツ 安全教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、健康や安全に注意する態度を育てる。また、「安全教育プログラム」「防災対応指針」「ヘルプカード」を活用した安全教育・健全教育を推進する。
- テ 避難訓練については、「学校危機管理マニュアル」、「安全教育プログラム」、「防災ノート～災害と安全～」に基づき、計画的に実施する。
- ト 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
- ナ オリンピック・パラリンピック教育の学習効果を高めるために、東京都教育委員会発行のオリンピック・パラリンピック学習読本や映像教材、関連する書籍や資料、人材、体験活動、ウェブサイトなどを活用して指導する。

<4> 高等部

【高等部普通科の教育目標】

- ・ 豊かな情操を身に付け、互いの人権を尊重し、思いやりを大切にすることを育てる。
- ・ 社会の変化や事象を正しく理解・判断し、進んで社会に貢献できる力と規範意識を養う。
- ・ 自己実現のために、確実な基礎学力・職業に関する専門的知識と技能の向上を図る。
- ・ 生徒自らが聴覚障害を認識し、主体的で良好な人間関係を築き、社会自立を目指す。
- ・ 自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし、責任を重んじる態度を養う。

【高等部 準ずる教育課程】

1 教育目標

(1) 高等部普通科の教育目標

- ・ 豊かな情操を身に付け、互いの人権を尊重し、思いやりを大切にすることを育てる。

- ・ 社会の変化や事象を正しく理解・判断し、進んで社会に貢献できる力と規範意識を養う。
- ・ 自己実現のために、確実な基礎学力・職業に関する専門的知識と技能の向上を図る。
- ・ 生徒自らが聴覚障害を認識し、主体的で良好な人間関係を築き、社会自立を目指す。
- ・ 自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし、責任を重んじる態度を養う。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 互いの人格を尊重した良好な人間関係を築くため、教育活動を通して、人権教育の充実を図る。人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、発達段階に応じた指導を行う。
- イ 正しい障害認識をもてるように自立活動などの指導の充実を図り、生徒のもつ可能性を最大限に伸長する。生涯学習に発展する力を培いながら、生徒が主体的に学ぶ力を育成する。
- ウ 生徒の実態を的確に把握した個別指導計画を作成し、一人一人の能力の伸長を図る。また、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用し、一人一人の生徒にきめ細やかな支援が実現できるようにする。
- エ 生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点を重視し、教育活動全体を通してキャリア教育の指導の充実を図る。
- オ 校内研究や研修を通して授業改善を推進し、指導と評価の一体化、個に応じた指導の展開などにより、確かな学力を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するための探究活動の充実を図る。
- カ 基礎力診断テストなどの各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価して改善を図るPDCAサイクルを確立するカリキュラム・マネジメントを推進する。
- キ 生徒一人一人の障害の状況及び教育的ニーズを把握し、補聴器や人工内耳等の活用や、手話、指文字等を活用し、円滑なコミュニケーションをとれる指導を充実させる、赤外線集団補聴システムや音声認識システムを有効に活用し、聴覚を最大限に活用して学習効果をあげる。
- ク ICT機器や指導者用デジタル教科書を活用し、視覚的に分かりやすい授業を行う。また、避難訓練や火災や地震などの緊急時には見える校内放送を活用し、確実な情報伝達を行う。
- ケ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、生徒が登校できなくなった場合の「学びの保障」のための取り組み方針について地域や家庭に対して丁寧に説明を行い、オンライン学習ができるよう校内の環境整備を行う。
- コ 他のろう学校や高等学校、大学との交流及び共同学習を通して、体験活動を豊かにし、相互理解を高める教育を推進する。
- サ 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、各種教育相談を行う。必要に応じて支援会議を活用し、支援の一層の充実を図る。また、医療機関、福祉機関、企業等の関係諸機関とも連携を進め、聴覚に障害のある生徒の支援を進める。
- シ 心と体の健康づくりを通して、食育の推進、健康増進や体力向上を図り、幼児・児童・生徒の健全育成に努める。
- ス 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価し改善を行うことにより、教育課程を中心に据えた教育活動の質の向上を図る。
- セ 道德教育の全体計画に基づき、道德教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道德教育の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科・科目、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動、自立活動の指導の重点

- ア 各教科・科目
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返りた振り返り活動を取り入れ、生徒自身が各教科等の「見方・考え方」を働かせることができるようにする。また、学習した内容を定着させるための家庭学習を推進する。
 - ・ 教科書を適正に使用し、教科指導の充実を図る。
 - ・ 年間指導計画に基づいた授業を行い、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。また、週ごとの指導計画を活用し、計画に基づく指導の充実を図る。
 - ・ 年間指導計画の作成・活用にあわせて、基礎的・基本的な事項に重点を置いた評価規準を作成し、生徒の適切な評価を行う。
 - ・ 個別指導計画の作成にあたり、各種検定や基礎力診断テストの結果を加味し、客観的に生徒の実態を把握する。生徒一人一人のできることに着目した実態把握を行い、個別指導計画を活用した授業を実施し、学習の習得状況について具体的かつ客観的な評価を行う。
 - ・ 普通教科は、障害の状態、発達段階、教科・科目の学習内容に配慮した学習グループを編成し授業を行う。基礎的・基本的な事項に重点を置いた指導を行い、グループの実態に応じて発展的な内容との系統性にも十分留意する。
 - ・ 職業教育の充実を図るため、職業に関する専門的な科目は、一人一人の多様な進路希望のニーズに応えるために2類型4系に分かれ授業を行う。
 - ・ 専門的な科目は、工業、商業、家庭、情報を中心として、第二次、第三次産業の職業に対応した系の選択科目を多く設ける。
 - ・ 大学等の高等教育機関への進学を希望する生徒に対応できるよう、普通教科の選択科目を設け、適切な進路希望を達成するための学習ができるようにする。
 - ・ 生徒一人一人が確かな技能と知識が身に付けられるように、国語、数学、英語及び、職業の専門科目に関連する各種検定等を積極的に受験させる。必要に応じて放課後等に補習を行う。
 - ・ 生徒による授業評価を実施し、授業改善に役立てる。また、校内の研修を充実させることにより、授業力の向上を図る。
 - ・ 正しい語法での会話や読み書き等、国語の基礎的な言語力を伸ばし、言語活動を活発にするとともに、国語における伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の指導の充実を図る。
 - ・ 主権者教育を推進するため、現代社会を必修科目とし、第1学年で履修させる。
 - ・ 家庭科において、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えた指導を行う。消費者として自立した生活をおくるために必要な実践的な知識を身に付け、その知識を活かして判断し、選択する能力を育成する。
 - ・ 環境教育について、関連各教科での指導の充実を図り、基礎的な知識を身に付ける学習を行う。

- ・保健体育科の指導を通して、アクティブプラン to2020-総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）に基づく体力向上に関する取り組みを推進する。
- ・がんについて正しく理解し、支えあう社会を築くために必要な指導を保健の授業や特別活動等で行う。
- ・外国語科において、聴覚に障害のある外国語英語等教育補助員を活用し、外国の手話や外国の文化の学習を行う。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピック教育を各教科等で年間35単位時間程度実施する。学習効果を高めるため、オリンピック・パラリンピック学習読本や、映像教材等を活用して指導する。また、学校連携観戦の実施や大会を契機に実施される様々な活動への参加等を通して体育的活動・芸術的活動の充実を図り生徒の興味・関心を喚起する学習活動を組織的・計画的に工夫する。
- ・東京2020大会以降も継続して取り組む「学校2020レガシー」の構築に向けて、障害を理解し、表現できる力を身に付け、誰もが暮らしやすい共生社会を構成する一員としての資質・能力を各教科・行事等で育成する。
- ・日本の伝統と文化の理解について、関連各教科及び領域での指導の充実を図る。

イ 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

- ・生徒が主体的に課題を設定し、解決するための学習を通して主体的に生きる力を育成するとともに奉仕する心を育み、社会の一員として社会に貢献することができる生徒を育成することを目標とする。
- ・第1、第2学年では、各教科等で身に付けた資質・能力を総合的に関連付けながら、探究の見方・考え方を身に付けられるよう、生徒が自分で課題を設定し、解決する過程を重視した学習活動を行う。

【横断的・総合的な課題に関する学習】

- ・第1学年は社会貢献・日本の伝統・文化、第2学年は環境・郷土・歴史をテーマに学習を進める。
- ・「奉仕体験」として地域清掃活動に取り組む。

【自己の在り方生き方や進路に関する学習】

- ・第1、2学年は職業の選択と社会への貢献及び自己実現、働くことの意味や働く人の夢や願い、社会的責任についての学習を行い、自己の将来について具体的に考えることができるようにする。
- ・第3学年は、生徒一人一人が進路について主体的に考え、希望進路ごとにグループを作り学習を進める。進路報告会で学習の経過を含め、成果を発表する。

ウ 特別活動

- ・特別活動全体計画を基に、自ら積極的に企画・立案できる態度を育成する。
- ・ホームルーム、生徒会活動、学年活動、学校行事、移動教室、修学旅行、校外学習等の集団活動を通して、自己の在り方生き方について自覚を深めるとともに、社会の中で自ら学び考える態度を育てる。
- ・集団生活における規範や社会生活上のルールを尊重し、自他の主張を活かしながら、コミュニケーション能力を磨き、責任ある行動がとれる力を育てる。
- ・体育系部活動を中心としたスポーツの振興を図り、心身の健康の増進と体力の向上を促進する。また、文化系部活動を通じて、芸術・文化に関する理解の啓発を推進する。

エ 自立活動

- ・自立と社会参加に必要な実践的なコミュニケーション能力を一人一人の実態に合わせて伸長する。音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や生徒同士の話し合い活動等の学習活動を積極的に取り入れ、正確かつ効率的に意志の相互伝達が行われるよう指導内容を工夫する。
- ・個別指導計画は、客観的な検査結果や新学習指導要領に示された実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図の考え方を参考に作成し、計画に基づいて系統的な指導の充実を努める。
- ・学級担任と自立活動担当者が連携し、自立活動の指導の充実を図る。
- ・自己の障害を多面的、総合的に認識し、聴覚障害者としての自尊感情を高める。
- ・赤外線集団補聴システムや補聴器、人工内耳等の利用を通して、聴覚の活用及び補聴器、人工内耳等の自己管理能力を一層高める。

(2) 生活指導の重点

ア 基本的な生活習慣の確立を目指し、学習場面や生活場面での定着を図る。

イ 集団生活の規律を守り、自律的な生活習慣を身に付ける。

ウ 学校いじめ対策委員会を中心に組織的ないじめ防止に向けた対策を行う。質問紙による調査を活用し生徒の状態を多面的に捉え、未然防止・早期発見に努める。

エ 生徒の自殺を予防する取組を進めるため、SOSの出し方に関する授業を、特別活動において1単位時間程度実施する。

オ 新型コロナウイルス感染症への不安から生じる偏見・差別が生じないよう、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料（児童・生徒用）」などを活用し、生徒が正しい知識を身に付け、対処するための学習を定期的実施する。

カ 生活環境の美化や整備に努め、進んで社会に貢献できるようにする。

キ 安全教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、「安全教育プログラム」を活用した安全教育・健全教育の推進を図る。

ク 「学校危機管理マニュアル」「防災ノート～災害と安全～」を踏まえ、体験的・実践的な避難訓練を実施する。実施の際は、緊急地震速報及び見える校内放送を活用し自分自身を守ること、助け合うことに重点を置いた、防災教育の推進を図る。

ケ 宿泊防災訓練を実施し、実践的な訓練を通して生徒の防災意識の育成を図るとともに、教職員、保護者、地域との危機管理体制を確認する。

コ 「東京マイ・タイムライン」を活用し、風水害から身を守る力を身に付けるための学習を7月に実施する台風を想定した避難訓練の前後に第1学年で実施する。

サ ヘルプマーク・ヘルプカードの使用方法について、自立活動、特別活動等に位置付け、活用を促す。

シ 保護者参加のセーフティ教室を実施し、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進する。

- ス 地域の健全育成ネットワークを活用し、生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、問題行動等の未然防止、早期解決に努める。
- セ SNS東京ルールを踏まえ、「SNS東京ノート」「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」等を活用した情報モラルに関する情報科や特別活動の指導を充実し、生徒が主体的にパソコン、携帯電話、スマートフォン等の情報機器を適切に利用する力を育てる。
- ソ 性教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、青年期における望ましい男女の交際や、自他の人権の尊重について理解を深める。
- タ 「位置検索（GPS）機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」を保護者に説明し、生徒の実態に応じた行方不明事故の防止を図る。

(3) 進路指導の重点

- ア キャリアガイドを活用し、特別活動や総合的な学習の時間を中心に進路指導の充実を図る。
- イ 「キャリア教育全体計画」及び「年間進路指導計画」に基づき、関係機関や各学部と連携を図りながら、職業観の育成に努めるとともに、一人一人の生徒の能力、実態、希望に配慮しながら、それぞれの進路に応じた進路指導を進める。
- ウ 職業と自己の適性について考え、自己実現のための手だてについて理解できるようにする。また社会人として必要な勤労観を身に付ける。
- エ 第2学年で職場体験実習を実施する。体験を通して自己の適性を知るとともに、自分の夢の実現の方策を考えることができるようガイダンス機能の充実を図る。
- オ 保護者会、四者面談、保護者向け企業見学会等の機会を通じて保護者に進路指導に関する情報を提供し、学校と家庭の連携の充実を図る。
- カ 個別移行支援計画を活用し、進路先への確実な引き継ぎとアフターケアの充実を図る。また、就労支援機関との連携を図り、卒業後も切れ目のない支援が継続できるようにする。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

(1) 特色ある教育活動

- ア 職業教育の専門性を生かし、高等部の生徒が幼稚部・小学部・中学部の教育活動を支援する取り組みを行う。
- イ 系ごとに施設見学を行い、学校での学びと実社会との関わりを体験的に学ぶことができるようにする。
- ウ 機械系では、労働局指定ガス溶接技能講習を実施する。また、都立工業高等学校の設備を活用した実習を行い、専門的な知識と技能の深化を図る。
- エ 葛飾区立図書館との連携を深め、豊かな読書環境の整備に努める。また、朝読書等の取り組みを進め、本に親しむ態度・習慣を育む。また、学校図書館の学習・情報センターとしての機能を充実させ、各教科の学習で活用できるように整備する。

(2) その他の配慮事項等

- ア 開かれた学校づくりを踏まえ、学校公開を実施し、地域における聴覚障害教育の理解と啓発に努める。
- イ 葛飾祭を通じて、保護者や地域の方々に学校の取組を広め、「東京都教育の日」の趣旨を反映する。
- ウ 学校運営連絡協議会の提言や評価に対し、その内容を学校全体で受け止め、次年度の教育課程改善に活かしていく。
- エ 校内研修を定期的に行い、相互授業参観や外部講師を積極的に招き、教員一人一人の資質向上と授業力の向上に努める。
- オ 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
- カ 教員による体罰や不適切な言動等の根絶に向け、「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施し、いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実を進める。
- キ 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行うとともに、現代社会の授業でアニメ「めぐみ」等を活用した指導を行う。
- ク 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、施設・設備を最大限に生かし、各種教育相談を行う。
- ケ 不登校や長期欠席等の生徒については、「児童・生徒を支援するためのガイドブック 不登校への適切な対応に向けて～」を活用し、長期的な見通しを考え、自立と社会参加に必要な事項に重点を置き、を関係機関等と連携して指導を行う。

【高等部 知的障害を併せ有する生徒の教育課程】

1 教育目標

(1) 知的障害を併せ有する生徒の教育課程の教育目標

- ア 社会自立支援コース
 - ・ 身体機能と基礎体力の向上を図る。
 - ・ 社会性、生活力を育てる。
 - ・ あらゆるコミュニケーション手段を使用し、人との関わりがもてる力を育てる。
 - ・ ものごとの見通しがもて、意欲的に活動できる力を養う。
 - ・ 指先の巧緻性、作業能力を高める。
- イ 就労自立支援コース
 - ・ 基本的な生活技能や知識の習得と、基礎体力の向上を図る。
 - ・ 幅広い体験を通して、自主的に活動する態度・姿勢を育てる。
 - ・ 積極的に集団に参加できる力を育てる。
 - ・ 継続して意欲的に課題に取り組む力を養う。

- ・ 就労に向けての基本的な知識・技能・態度を養う。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 互いの人格を尊重した良好な人間関係を築くため、教育活動を通して、人権教育の充実を図る。人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、発達段階に応じた指導を行う。
- イ 正しい障害認識をもてるように自立活動などの指導の充実を図り、生徒のもつ可能性を最大限に伸長する。生涯学習に発展する力を培いながら、生徒が主体的に学ぶ力を育成する。
- ウ 生徒の実態を的確に把握した個別指導計画を作成し、一人一人の能力の伸長を図る。また、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用し、一人一人の生徒にきめ細やかな支援が実現できるようにする。
- エ 生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点を重視し、教育活動全体を通してキャリア教育の指導の充実を図る。
- オ 校内研究や研修を通して授業改善を推進し、指導と評価の一体化、個に応じた指導の展開などにより、確かな学力を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するための探究活動の充実を図る。
- カ 面接法や行動観察法、検査法などの実態把握や各種データに基づき教育課程を編成・実施・評価して改善を図るPDCAサイクルを確立するカリキュラム・マネジメントを推進する。
- キ 一人一人の障害の状況及び教育的ニーズを把握し、補聴器や人工内耳等の活用や、手話、指文字等を活用し、円滑なコミュニケーションをとれる指導を充実させる、赤外線集団補聴システムや音声認識システムを有効に活用し、聴覚を最大限に活用して学習効果をあげる。
- ク ICT機器を活用し、視覚的に分かりやすい授業を行う。また、避難訓練や火災や地震などの緊急時には見える校内放送を活用し、確実な情報伝達を行う。
- ケ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、生徒が登校できなくなった場合の「学びの保障」のための取り組み方針について地域や家庭に対して丁寧に説明を行い、オンライン学習ができるよう校内の環境整備を行う。
- コ 他のろう学校や高等学校、大学との交流及び共同学習を通して、体験活動を豊かにし、相互理解を高める教育を推進する。
- サ 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、各種教育相談を行う。必要に応じて支援会議を活用し、支援の一層の充実を図る。また、医療機関、福祉機関、企業等の関係諸機関とも連携を進め、聴覚に障害のある生徒の支援を進める。
- シ 心と体の健康づくりを通して、食育の推進、健康増進や体力向上を図り、幼児・児童・生徒の健全育成に努める。
- ス 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価し改善を行うことにより、教育課程を中心に据えた教育活動の質の向上を図る。
- セ 道德教育の全体計画に基づき、道德教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道德教育の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科・科目、道德、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の重点

ア 各教科・科目

- ・ 障害を併せ有する生徒に対応するため、ガイダンス機能を充実させ、生徒の実態や保護者の希望等を考慮した2つのコースを編成する。各教科・領域、各教科等を合わせた指導においてコースごとに、生徒一人一人の実態に応じた指導を行う。
- (ア) 「社会自立支援コース」
聴覚障害と重・中度の知的障害を併せ有し、きめ細かな個別指導を必要とする生徒を対象とする。基本的な生活習慣の確立や生活技能の習得を目指し、幅広い体験や学習を通じ、進んで社会に参加し、福祉作業所等の職場で安定して働く力の育成を目指す。
- (イ) 「就労自立支援コース」
聴覚障害と軽度の知的障害を併せ有する生徒を対象とする。将来、職業的な自立をめざす生徒を対象とし、日常の基本的な生活技能や知識、作業学習や職業に関する学習を充実させ、就労へ向けて必要な知識・技能・態度を身に付け職業的な自立ができる力を育成する。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を取り入れ、生徒自身が各教科等の「見方・考え方」を働かせることができるようにする。また、学習した内容を定着させるための家庭学習を推進する。
- ・ 年間指導計画に基づいた授業を行い、基礎学力を身に付けさせるとともに、自立した生活に必要な知識・技能が身に付くようにする。また、週ごとの指導計画を活用し、授業改善並びに指導の充実を図る。
- ・ 生徒一人一人のことに着目した実態把握を推進し、個に応じて、スモールステップを大切にしながら具体的な指導目標を設定した個別指導計画を作成する。学習の習得状況や成長・発達のなどについて、具体的かつ客観的な評価を行い、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 単位時間の指導に当たっては、各教科等のそれぞれの単位時間ごとの学習内容や安全管理上の留意点を明確にした「学習指導案」を作成し、教員間の共通理解に基づく指導の充実に努める。
- ・ 正しい語法での会話や読み書き等、国語の基礎的な言語力を伸ばし、言語活動を活発にする。
- ・ 職業科ではキャリア・ガイダンスの内容に重点を置き、コースごとに職業生活に必要な指導を行い、就労時におけるマナーや態度が身に付くようにする。また、職場実習の事前・事後の確認や礼状作成なども行う。
- ・ 消費者として自立した生活を送るために必要な基礎的な知識や技能を身に付けられるよう、教科「家庭」の「消費生活・環境」の内容を第2学年までに取り扱うように家庭科や各教科等を合わせた指導の年間指導計画に位置付け、体験的な学習を実施する。
- ・ 情報科で基本的な情報機器の使用に慣れるとともに、コースごとに就労や生活に活かせる情報機器の操作の習得や、就労に必要な情報活用能力、情報モラルが身に付くようにする。
- ・ 環境教育について、理科や生活単元学習での指導の充実を図り、基礎的な知識を身に付ける学習を行う。
- ・ 保健体育科の指導を通して、アクティブプラン to2020-総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）に基づく体力向上に関する取り組みを推進する

- ・がんについて正しく理解し、支えあう社会を築くために必要な指導を保健体育や特別活動等で行う。
- ・就労自立支援コースでは、作業学習において、清掃や事務補助などの就労に関する実践的な知識・技能を培い、企業就労の実現を目指す。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピック教育を各教科等で年間35時間程度実施する。学習効果を高めるため、オリンピック・パラリンピック学習読本や、映像教材等を活用して指導する。また、学校連携観戦の実施や大会を契機に実施される様々な活動への参加等を通して体育的活動・芸術的活動の充実を図り生徒の興味・関心を喚起する学習活動を組織的・計画的に工夫する。
- ・東京2020大会以降も継続して取り組む「学校2020レガシー」の構築に向けて、障害を理解し、表現できる力を身に付け、誰もが暮らしやすい共生社会を構成する一員としての資質・能力を各教科・行事等で育成する。
- ・日本の伝統と文化の理解について、関連各教科及び領域での指導の充実を図る。

イ 道徳・道徳科

- ・「特別の教科 道徳」の内容に基づき、学校の教育活動全体を通じて、高等部の生徒として望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図る。
- ・道徳教育推進教師が中心となって、全教職員が協力して道徳教育の充実を図る。
- ・就労に向け、働くことの意義を理解し、集団や社会での規範意識を高める。
- ・物事の公正・公平の判断ができ、場をわきまえた礼儀やマナーを実践できるようにする。
- ・自分を大切にし、人を思いやり支え合うなどの心を育て、生命の尊さの理解や望ましい人間関係の確立を図る。

ウ 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

- ・生徒自らの興味・関心に基づく課題を設定し、主体的に課題解決することを通して生きる力を育成するとともに奉仕の精神を育み、社会の一員として自分たちなりの方法で社会に貢献できる生徒を育成することを目標とする。
- ・第1、第2学年では、各教科等で身に付けた資質・能力を総合的に関連付けながら、探究の見方・考え方を身に付けられるよう、生徒が自分で課題を設定し、解決する過程を重視した学習活動を行う。

【横断的・総合的な課題に関する学習】

- ・第1学年は社会貢献・日本の伝統・文化、第2学年は環境・平和をテーマに学習を進める。
- ・「奉仕体験」として地域清掃活動に取り組む。

【自己の在り方生き方や進路に関する学習】

- ・第3学年は、自己の進路をテーマに設定し、生徒一人一人が進路について主体的に考え、結果を導き出し、進路報告会で学習の成果を発表する。

エ 特別活動

- ・特別活動全体計画を基に、活動に積極的に参加する態度を育成する。
- ・ホームルーム、生徒会活動、学年活動、学校行事、移動教室、修学旅行、校外学習等は準ずる教育課程の生徒と合同で実施し、集団の中での関わり方やルールを守り、集団に適応できる力を養う。
- ・社会貢献の精神を培うため、学校周辺の美化活動を行い、生徒自ら地域に貢献し、地域から学ぶ態度を育てる。
- ・主権者教育を充実させるため、生徒会選挙は、準ずる教育課程と合同で実施する。実施の際は、選挙の意義や投票についての指導を行う。地域の選挙管理委員会と連携し、実際に投票箱を使用することで体験的な学習を充実させる。
- ・体育系部活動を中心としたスポーツの振興を図り、心身の健康の増進と体力の向上を促進する。また、文化系部活動を通じて、芸術・文化に関する理解の啓発を推進する。

オ 自立活動

- ・自立と社会参加に必要な実践的なコミュニケーション能力を一人一人の実態に合わせて伸長する。音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や生徒同士の話し合い活動等の学習活動を積極的に取り入れ、意志の相互伝達が行われるよう指導内容を工夫する。
- ・個別指導計画は、客観的な検査結果や新学習指導要領に示された実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図の考え方を参考に作成し、計画に基づいて系統的な指導の充実を図る。
- ・学級担任と自立活動担当者が連携し、自立活動の指導の充実を図る。
- ・自己の障害を多面的、総合的に認識し、聴覚障害者としての自尊感情を高める。
- ・赤外線集団補聴システムや補聴器、人工内耳等の利用を通して、聴覚の活用及び補聴器、人工内耳等の自己管理能力を一層高める。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・小学部から高等部までの一貫性のある指導ができるよう、教科部会等を通じて情報交換を行い、共通理解を図りながら指導を進める。
- 日常生活の指導（社会自立支援コース）
 - ・授業時間を帯で設定し、日々の予定の確認を行うことで、一日の学習に見通しがもてるようにする。
 - ・基本的な生活習慣、身だしなみ、挨拶、言葉遣い、礼儀、時間に関する指導を主に行う。
 - ・日々の自分の行動を振り返るための日記指導を継続的に行うことで、日付の意識や行動の振り返り、コミュニケーション能力の向上につながる指導を行う。

○生活単元学習

- ・行事を軸に、各教科で身に付けたことを活用する機会を生活場面の中で設定し、一人一人の目標意識や活動への見直し、関連言語の獲得、集団での活動する力を育てる。
- ・園芸活動を取り入れ、季節観を身に付けるとともに、家庭などの教科や生活の関連性を高めながら、食育にも取り組む。
- ・聴覚に障害のある外国語英語等教育補助員を活用し、外国の手話や外国の文化の学習を行うことで、日常生活や社会生活で使われる外国語への興味・関心を高める。

○作業学習

- ・作業内容を精選して、就労に向け主体的に取り組むことができる作業内容を設定する。
- ・学習成果を校内・地域に向けた製品の販売などの活動につなげ、実社会とのつながりを広げる。
- ・生徒の課題に合わせた活動やグループを設定し、就労に向け、実践的な指導を行う。社会自立支援コースでは、福祉就労を想定した作業種を設定する。また、就労自立支援コースでは、企業就労を想定した作業種を設定する。
- ・校内実習を年1回設定し、1週間の期間を設け実施することで、長時間作業にも適応できる集中力や就労態度など、職場実習や将来の就労に向けた技能や態度を身に付ける。

(2) 生活指導の重点

- ア 基本的な生活習慣の確立を目指し、学習場面や生活場面での定着を図る。
- イ 集団生活の規律を守り、自律的な生活習慣を身に付ける。
- ウ 学校いじめ対策委員会を中心に組織的ないじめ防止に向けた対策を行う。質問紙による調査を活用し生徒の状態を多面的に捉え、未然防止・早期発見に努める。
- エ 生徒の自殺を予防する取組を進めるため、SOSの出し方に関する授業を、特別活動において1単位時間程度実施する。
- オ 新型コロナウイルス感染症への不安から生じる偏見・差別が生じないよう、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料（児童・生徒用）」などを活用し、生徒が正しく理解し、対処するための学習を定期的実施する。
- カ 生活環境の美化や整備に努め、進んで社会に貢献できるようにする。
- キ 安全教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、「安全教育プログラム」を活用した安全教育・健全教育の推進を図る。
- ク 「学校危機管理マニュアル」「防災ノート～災害と安全～」を踏まえ、体験的・実践的な避難訓練を実施する。実施の際は、緊急地震速報及び見える校内放送を活用し自分自身を守ること、助け合うことに重点を置いた、防災教育の推進を図る。
- ケ 宿泊防災訓練を実施し、実践的な訓練を通して生徒の防災意識の育成を図るとともに、教職員、保護者、地域との危機管理体制を確認する。
- コ 「東京マイ・タイムライン」を活用し、風水害から身を守る力を身に付けるための学習を7月に実施する台風を想定した避難訓練の前後に第1学年で実施する。
- サ ヘルプマーク・ヘルプカードの使用方法について、自立活動、特別活動等に位置付け、活用を促す。
- シ 保護者参加のセーフティ教室を実施し、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進する。
- ス 地域の健全育成ネットワークを活用し、生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、問題行動等の未然防止、早期解決に努める。
- セ SNS東京ルールを踏まえ、「SNS東京ノート」「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」等を活用した情報モラルに関する情報科や特別活動の指導を充実し、生徒が主体的にパソコン、携帯電話、スマートフォン等の情報機器を適切に利用する力を育てる。
- ソ 性教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、青年期における望ましい男女の交際や、自他の人権の尊重について理解を深める。
- タ 「位置検索（GPS）機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」を保護者に説明し、生徒の実態に応じた行方不明事故の防止を図る。

(3) 進路指導の重点

- ア キャリアガイドを活用し、職業や総合的な学習の時間を中心に進路指導の充実を図る。
- イ 「キャリア教育全体計画」及び「年間進路指導計画」に基づき、関係機関や各学部と連携を図りながら、職業観の育成に努めるとともに、一人一人の生徒の能力、実態、希望に配慮しながら、それぞれの進路に応じた進路指導を進める。
- ウ 職業と自己の適性について考え、自己実現のための手だてについて理解できるようにする。また社会人として必要な勤労観を身に付ける。
- エ 第1学年から産業現場等における実習を実施することにより、体験を通して自己の適性を知る手だてとするとともに、一人一人に適した進路を考える一助とする。
- オ 保護者会、四者面談、保護者向け企業見学会等の機会を通じて保護者に進路指導に関する情報を提供し、学校と家庭の連携の充実を図る。
- カ 個別移行支援計画を活用し、進路先への確実な引き継ぎとアフターケアの充実を図る。また、就労支援機関との連携を図り、卒業後も切れ目のない支援が継続できるようにする。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

(1) 特色ある教育活動

- ア 職業教育の専門性を生かし、高等部の生徒が幼稚部・小学部・中学部の教育活動を支援する取り組みを行う。
- イ 施設見学を行い、学校での学びと実社会との関わりを体験的に学ぶことができるようにする。
- ウ 必要に応じて準ずる教育課程の生徒と合同で学習を行う。特別活動、自立活動、総合的な学習の時間、学校行事等は準ずる教育課程の生徒と共に活動する。
- エ 葛飾区立図書館との連携を深め、豊かな読書環境の整備に努める。また、朝読書等の取り組みを進め、本に親しむ態度・習慣を育む。また、学校図書館の学習・情報センターとしての機能を充実させ、各教科の学習で活用できるように整備する。

(2) その他の配慮事項等

- ア 開かれた学校づくりを踏まえ、学校公開を実施し、地域における聴覚障害教育の理解と啓発に努める。
- イ 葛飾祭を通じて、保護者や地域の方々に学校の取組を広め、「東京都教育の日」の趣旨を反映する。

- ウ 学校運営連絡協議会の提言や評価に対し、その内容を学校全体で受け止め、次年度の教育課程改善に活かしていく。
- エ 校内研修を定期的に行い、相互授業参観や外部講師を積極的に招き、教員一人一人の資質向上と授業力の向上に努める。
- オ 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
- カ 教員による体罰や不適切な言動等の根絶に向け、「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施し、いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実を進める。
- キ 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行うとともに、生徒の実態に応じて、社会の授業でアニメ「めぐみ」等を活用した指導を行う。
- ク 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、施設・設備を最大限に生かし、各種教育相談を行う。
- ケ 不登校や長期欠席等の生徒については、「児童・生徒を支援するためのガイドブック 不登校への適切な対応に向けて～」を活用し、長期的な見通しを考え、自立と社会参加に必要な事項に重点を置き、を関係機関等と連携して指導を行う。

【高等部 専攻科】

1 教育目標

(1) 高等部専攻科の教育目標

- ・ 豊かな情操を身に付け、互いの人権を尊重し、誰からも信頼される心豊かな人を育てる。
- ・ 社会の変化や事象を正しく理解・判断し、進んで社会に貢献できる力と規範意識を一層養う。
- ・ 自己実現のために、普通科で学んだ基礎・基本の上に、より精深的な職業に関する専門的知識と技能の向上を図る。
- ・ 生徒自らが聴覚障害を認識し、主体的で良好な人間関係を築き、強く正しく生き抜く意欲と態度を培い、社会自立をめざす。
- ・ 自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし、責任を重んじる態度を養う。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 互いの人権を尊重した良好な人間関係を築くため、教育活動を通して、人権教育の充実を図る。人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、発達段階に応じた指導を行う。
- イ 正しい障害認識をもてるように自立活動などの指導の充実を図り、生徒のもつ可能性を最大限に伸長する。生涯学習に発展する力を培いながら、生徒が主体的に学ぶ力を育成する。
- ウ 生徒の実態を的確に把握した個別指導計画を作成し、一人一人の能力の伸長を図る。また、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を活用し、一人一人の生徒にきめ細やかな支援が実現できるようにする。
- エ 生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点を重視し、教育活動全体を通してキャリア教育の指導の充実を図る。
- オ 校内研究や研修を通して授業改善を推進し、指導と評価の一体化、個に応じた指導の展開などにより、確かな学力を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するための探究活動の充実を図る。
- カ 基礎力診断テストなどの各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価して改善を図るPDCAサイクルを確立するカリキュラム・マネジメントを推進する。
- キ 生徒一人一人の障害の状況及び教育的ニーズを把握し、補聴器や人工内耳等の活用や、手話、指文字等を活用し、円滑なコミュニケーションをとれる指導を充実させる。赤外線集音補聴システムや音声認識システムを有効に活用し、聴覚を最大限に活用して学習効果をあげる。
- ク ICT機器や指導者用デジタル教科書を活用し、視覚的に分かりやすい授業を行う。また、避難訓練や火災や地震などの緊急時には見える校内放送を活用し、確実な情報伝達を行う。
- ケ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、生徒が登校できなくなった場合の「学びの保障」のための取り組み方針について地域や家庭に対して丁寧に説明を行い、オンライン学習ができるよう校内の環境整備を行う。
- コ 他のおう学校や高等学校、大学との交流及び共同学習を通して、体験活動を豊かにし、相互理解を高める教育を推進する。
- サ 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、各種教育相談を行う。必要に応じて支援会議を活用し、支援の一層の充実を図る。また、医療機関、福祉機関、企業等の関係諸機関とも連携を進め、聴覚に障害のある生徒の支援を進める。
- シ 心と体の健康づくりを通して、食育の推進、健康増進や体力向上を図り、幼児・児童・生徒の健全育成に努める。
- ス 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価し改善を行うことにより、教育課程を中心に据えた教育活動の質の向上を図る。
- セ 道徳教育の全体計画に基づき、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科・科目、特別活動、自立活動の指導の重点

ア 各教科・科目

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を取り入れ、生徒自身が各教科等の「見方・考え方」を働かせることができるようにする。また、学習した内容を定着させるための家庭学習を推進する。
- ・ 教科書を適正に使用し、教科指導の充実を図る。
- ・ 年間指導計画に基づいた授業を行い、基礎学力を身に付けさせるとともに、専門的な職業に関する知識・技能が身に付くようにする。また、週ごとの指導計画を活用し、計画に基づく指導の充実を図る。

- ・年間指導計画の作成・活用にあわせて、基礎的・基本的な事項に重点を置いた評価規準を作成し、生徒の適切な評価を行う。
- ・個別指導計画の作成にあたり、各種検定試験の結果を加味し、客観的に生徒の実態を把握する。生徒一人一人のできることに着目した実態把握を行い、個別指導計画を活用した授業を実施し、学習の習得状況について具体的かつ客観的な評価を行う。
- ・普通教科は、障害の状態、発達段階に配慮した授業を行う。基礎的・基本的な事項に重点を置いた指導を行い、進路希望に応じて発展的な内容との系統性にも十分留意する。
- ・職業教育の充実を図るため、職業に関する専門的な科目は、一人一人の多様な進路希望のニーズに応えるために2類型5系に分かれ授業を行う。
- ・専門的な科目は、工業、商業、家庭、情報を中心として、第二次、第三次産業の職業に対応した系の選択科目を多く設ける。
- ・各系の科目としてインターンシップを設定し、学校では得られない実務の貴重な体験を通して、生徒一人一人の自己実現を図る。
- ・生産システム類型食物系に厚生労働省認可の調理師養成課程を設置し、調理師免許の取得により、新しい職場開拓を推進する。食品の安全と衛生、食生活と健康、食品衛生学、公衆衛生学、調理実習においては特別専門講師を活用し、専門的な知識、技能が身に付くようにする。
- ・生徒一人一人が確かな技能と知識が身に付けられるように、国語、数学、英語及び、職業の専門科目に関連する各種検定等を積極的に受験させる。必要に応じて放課後等に補習を行う。
- ・生徒による授業評価を実施し、授業改善に役立てる。また、校内の研修を充実させることにより、授業力の向上を図る。
- ・正しい語法での会話や読み書き等、国語の基礎的な言語力を伸ばし、言語活動を活発にするとともに、国語における伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の指導の充実を図る。
- ・消費者として自立した生活をおくるために必要な実践的な知識を身に付け、その知識を活かして判断し、選択する能力を育成する。
- ・環境教育について、関連各教科での指導の充実を図り、基礎的な知識を身に付ける学習を行う。
- ・保健体育科の指導を通して、アクティブプラン to2020-総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）に基づく体力向上に関する取り組みを推進する
- ・がんについて正しく理解し、支えあう社会を築くために必要な指導を保健の授業や特別活動等で行う。
- ・外国語科において、聴覚に障害のある外国語英語等教育補助員を活用し、外国の手話や外国の文化の学習を行う。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピック教育を各教科等で年間35単位時間程度実施する。学習効果を高めるため、オリンピック・パラリンピック学習読本や、映像教材等を活用して指導する。また、学校連携観戦の実施や大会を契機に実施される様々な活動への参加等を通して体育的活動・芸術的活動の充実を図り生徒の興味・関心を喚起する学習活動を組織的・計画的に工夫する。
- ・東京2020大会以降も継続して取り組む「学校2020レガシー」の構築に向けて、障害を理解し、表現できる力を身に付け、誰もが暮らしやすい共生社会を構成する一員としての資質・能力を各教科・行事等で育成する。
- ・日本の伝統と文化の理解について、関連各教科及び領域での指導の充実を図る。

イ 特別活動

- ・特別活動全体計画を基に、自ら積極的に企画・立案できる態度を育成する。
- ・専攻科生としての自覚をもち、自己の在り方生き方を見つめ、社会人としての準備を行う。
- ・ホームルーム、生徒会活動、学年活動、学校行事等の集団活動を通して、自己の在り方生き方について自覚を深めるとともに、社会の中で自ら学び考える態度を育てる。
- ・集団生活における規範や社会生活上のルールを尊重し、自他の主張を活かしながら、コミュニケーション能力を磨き、責任ある行動がとれる力を育てる。
- ・主権者教育を充実させるため、生徒会役員選挙における選挙管理委員会の運営を、専攻科第2学年が中心となって実施する。
- ・体育系部活動を中心としたスポーツの振興を図り、心身の健康の増進と体力の向上を促進する。また、文化系部活動を通じて、芸術・文化に関する理解の啓発を推進する。

ウ 自立活動

- ・自立と社会参加に必要な実践的なコミュニケーション能力を一人一人の実態に合わせて伸長する。音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や生徒同士の話し合い活動等の学習活動を積極的に取り入れ、正確かつ効率的に意志の相互伝達が行われるよう指導内容を工夫する。
- ・個別指導計画は、客観的な検査結果や新学習指導要領に示された実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図の考え方を参考に作成し、計画に基づいて系統的な指導の充実に努める。
- ・学級担任と自立活動担当者が連携し、自立活動の指導の充実を図る。
- ・自己の障害を多面的、総合的に認識し、聴覚障害者としての自尊感情を高める。
- ・赤外線集団補聴システムや補聴器、人工内耳等の利用を通して、聴覚の活用及び補聴器、人工内耳等の自己管理能力を一層高める。

(2) 生活指導の重点

- ア 社会人として求められる身だしなみや所作の確立を目指し、学習場面や生活場面での定着を図る。
- イ 集団生活の規律を守り、自律的な生活習慣を身に付ける。
- ウ 学校いじめ対策委員会を中心に組織的ないじめ防止に向けた対策を行う。質問紙による調査を活用し生徒の状態を多面的に捉え、未然防止・早期発見に努める。
- エ 生徒の自殺を予防する取組を進めるため、SOSの出し方に関する授業を、特別活動において1単位時間程度実施する。
- オ 新型コロナウイルス感染症への不安から生じる偏見・差別が生じないよう、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料（児童・生徒用）」などを活用し、生徒が正しい知識を身に付け、対処するための学習を定期的実施する。
- カ 生活環境の美化や整備に努め、進んで社会に貢献できるようにする。

- キ 安全教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、「安全教育プログラム」を活用した安全教育・健全教育の推進を図る。
- ク 「学校危機管理マニュアル」「防災ノート～災害と安全～」を踏まえ、体験的・実践的な避難訓練を実施する。実施の際は、緊急地震速報及び見える校内放送を活用し自分自身を守ること、助け合うことに重点を置いた、防災教育の推進を図る。
- ケ ヘルプマーク・ヘルプカードの使用方法について、自立活動、特別活動等に位置付け、活用を促す。
- コ 保護者参加のセーフティ教室を実施し、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進する。
- サ 地域の健全育成ネットワークを活用し、生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、問題行動等の未然防止、早期解決に努める。
- シ SNS東京ルールを踏まえ、「SNS東京ノート」「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」等を活用した情報モラルに関する情報科や特別活動の指導を充実し、生徒が主体的にパソコン、携帯電話、スマートフォン等の情報機器を適切に利用する力を育てる。
- ス 性教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、性の本質をより科学的にとらえ、青年期の特徴について理解し、男女の人間関係や性行動に対する適切な意思決定や行動選択の能力を育て、より適切な性行動を選択しようとする態度を育てる。また、男女の特質と人間としての平等性について認識し、互いに人格を尊重し合う心情や態度を育てる。

(3) 進路指導の重点

- ア キャリアガイドを活用し、インターンシップや各系の授業を通して進路指導の充実を図る。
- イ 「キャリア教育全体計画」及び「年間進路指導計画」に基づき、関係機関や各学部と連携を図りながら、職業観の育成に努めるとともに、一人一人の生徒の能力、実態、希望に配慮しながら、それぞれの進路に応じた進路指導を進める。
- ウ 職業と自己の適性について考え、自己実現のための手だてについて理解できるようにする。また社会で求められる職業人としての素養を身に付ける。
- エ 第1学年でインターンシップを実施する。担任、授業担当と進路指導部の連携を図りながら指導を進め、職業観の育成に努めるとともに、就職先の選択肢となるようにインターンシップ受け入れ先企業との連携を図る。
- オ 保護者会、四者面談、保護者向け企業見学会等の機会を通じて保護者に進路指導に関する情報を提供し、学校と家庭の連携の充実を図る。
- カ 個別移行支援計画を活用し、進路先への確実な引き継ぎとアフターケアの充実を図る。また、就労支援機関との連携を図り、卒業後も切れ目のない支援が継続できるようにする。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

(1) 特色ある教育活動

- ア 職業教育の専門性を生かし、高等部の生徒が幼稚部・小学部・中学部の教育活動を支援する取り組みを行う。
- イ 専門科目は2時間続きの授業形態を基本とし、就労に向け長時間継続して集中することができるようにする。
- ウ 各科目が年間指導計画に定める評価規準を十分に満たすとともに各系が指定した検定等に合格するよう指導の徹底を図り、確実な専門的な知識・技能を身に付け、生徒自らが希望する企業等への就労につなげる。
- エ 系ごとに施設見学を行い、学校での学びと実社会との関わりを体験的に学ぶことができるようにする。
- オ 筑波技術大学等と連携した授業を実施することで、専門的な職業人の育成を目指す。各系の専門分野の知識習得に努め、社会参加に向けたキャリア教育の深化を図る。
- カ 機械系では、労働局指定ガス溶接技能講習を実施する。また、都立工業高等学校の設備を活用した実習を行い、専門的な知識と技能の深化を図る。
- キ 葛飾区立図書館との連携を深め、豊かな読書環境の整備に努める。また、朝読書等の取り組みを進め、本に親しむ態度・習慣を育む。また、学校図書館の学習・情報センターとしての機能を充実させ、各教科の学習で活用できるよう整備する。

(2) その他の配慮事項等

- ア 開かれた学校づくりを踏まえ、学校公開を実施し、地域における聴覚障害教育の理解と啓発に努める。
- イ 葛飾祭を通じて、保護者や地域の方々に学校の取組を広め、「東京都教育の日」の趣旨を反映する。
- ウ 学校運営連絡協議会の提言や評価に対し、その内容を学校全体で受け止め、次年度の教育課程改善に活かしていく。
- エ 校内研修を定期的に行い、相互授業参観や外部講師を積極的に招き、教員一人一人の資質向上と授業力の向上に努める。
- オ 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
- カ 教員による体罰や不適切な言動等の根絶に向け、「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施し、いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実を進める。
- キ 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行うとともに、現代産業基礎演習の授業でアニメ「めぐみ」等を活用した指導を行う。
- ク 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、施設・設備を最大限に生かし、各種教育相談を行う。
- ケ 不登校や長期欠席等の生徒については、「児童・生徒を支援するためのガイドブック 不登校への適切な対応に向けて～」を活用し、長期的な見通しを考え、自立と社会参加に必要な事項に重点を置き、を関係機関等と連携して指導を行う。